

別表第6（第4条関係）

騒音に係る規制基準

1 一般の騒音の規制基準

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する区域	左記の区分に対応する規制基準（単位デシベル）		
	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域	50	45	45
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	60	50	50
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域	65	65	55
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域	70	70	65
工業地域			
その他の地域	65	65	55

備考

- 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いるものとする。
- 騒音の測定の方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の値が最大一定でない場合、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 騒音の測定は、原則として音源の存する敷地境界線とする。
- その他の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域の定めのない地域をいう。
- 5に規定するその他の地域で、市長が用途地域に相当するものと認めて、別に告示するものについては、用途地域に適用される規制基準を適用することができる。

- 7 学校・保育所・病院及び診療所のうち、患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表に掲げる数値から5デシベルを減じた数値とする。
- 8 この表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音及び交通機関の走行騒音等については適用しない。